

## 令和3年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務仕様書

### 1 委託業務名

令和3年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務

### 2 業務目的

旅行先や購入先として「選ばれる香川」を目指し、本県のさまざまな魅力や楽しみ方について、パブリシティとして首都圏を中心としたメディアに取り上げてもらうことで、香川県の知名度やブランド力をさらに向上させ、県外在住者が香川県により好意を持つことを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日～令和4年3月18日

### 4 業務の詳細

首都圏等のテレビ番組や雑誌等のメディアにおいて、香川県の観光・体験・グルメ・アート・イベント等の情報が取り上げられるよう、ニュースレターを活用した直接的な働きかけや、時節ごとのニュースリリースの発行を通じて、下記(1)～(3)の業務を実施すること。

#### (1) ニュースレターの作成・配信

メディアコンタクトの際に現地取材誘致の資料として活用する、複数の観光素材を集約したニュースレターの作成・配信を行う。配信時期、配信回数は提案を基本とするが、3回以上を必須とする。配信内容は香川県観光協会（以下「協会」という。）と協議の上、決定すること。なお、十分に調査を行ったうえで正しい情報で、メディアに訴求するようなニュースレターを作成すること。

#### (2) ニュースリリースの作成・配信

協会が指定する内容について、簡潔にまとめたメディア向けのニュースリリースの作成・配信を行う。協会と協議の上、適切なタイミングで10回程度配信すること。なお、メディアのニーズに合致した本県に関する情報があれば、協会に提案すること。

#### (3) メディア等への働きかけ

下記①～③の成果を獲得すること。

##### ① テレビ番組

次の(ア)もしくは(イ)のどちらかを達成すること。

(ア) 地上波全国ネットのテレビ番組で、2番組以上の露出を獲得すること。

(イ) 地上波関東ローカルのテレビ番組で、2番組以上の露出を獲得すること。

地上波関西ローカルのテレビ番組で、2番組以上の露出を獲得すること。

※(イ)で獲得した番組が、地上波全国ネットの場合、地上波関東ローカル及び地上波関西ローカル、それぞれ1番組分の獲得とカウントする。

- ・現地取材を実施することを原則とし、香川県の具体的な観光素材等が取り上げられ、香川県に興味を惹きつけ、香川県に行ってみたいと思わせる内容であること。

## ②雑誌

- ・全国または首都圏または関西圏で販売されている雑誌で4誌以上合計12ページ以上の紙面掲載を獲得すること。
- ・現地取材を実施することを原則とし、香川県の具体的な観光素材等が取り上げられ、香川県に興味を惹きつけ、香川県に行ってみたいと思わせる内容であること。
- ・雑誌のジャンルは、ファッション誌、ライフスタイル誌、旅行系雑誌、趣味系雑誌等を想定しているが、掲載する雑誌のジャンルに偏りがでないように留意すること。

## ③その他

- ・テレビ番組、雑誌以外に、WEB、新聞等のメディアで200件以上の露出を獲得すること。

## (4) 委託者との打ち合わせ

月1回程度の定期的な打ち合わせを実施すること。なお、県外事業者の場合は、テレビ会議で実施することとする。

## (5) 効果測定・進行管理

毎月末現在の活動内容(露出媒体・件数等露出実績)、広告換算額等を記載した「活動報告書(クリッピング含む)」、メディアとのコンタクト状況を翌月に報告すること。

目標の露出獲得数達成に向けた進行管理を行うこと。

## (6) その他留意事項

- ・(3)メディア等への働きかけ①～③の露出獲得数を達成目標とし、さらに応募時に提示した露出獲得数を達成できるようにすること。※目標露出獲得数を達成できない場合は、委託料の減額もあり得る。
- ・目標の露出獲得数を達成した後も、メディアへの働きかけを継続し年間を通じて活動すること。
- ・露出実績の広告換算額は委託料を上回ること。
- ・メディアのニーズを的確に把握し、メディアのニーズに合致した本県に関する情報の収集・発掘を行い、県に提案すること。

## 5 企画書の内容

仕様書の趣旨及び審査基準を踏まえ、以下の構成で企画書を作成すること。

### (1) 提案書

#### ①企画趣旨

香川県の情報が首都圏のメディアに取り上げられるためのテーマやターゲット等の基本的な考え方。

#### ②企画内容

(イ) 香川県のこういった素材(観光地・体験・グルメ・アートなど)を、どのようにメディアに訴求するか具体的な計画(ニュースレター、ニュースリリースの作成・配信、メディ

ア等への働きかけ等)を提示すること。

また、「特別名勝 栗林公園」をテーマとしたニュースレターのサンプルを2ページ程度作成し、提案すること。※あくまでも企画提案のためのニュースレターであり、実際の配信を求めるものではない。

(ロ) 露出が期待できるメディア、特に強いリレーションを持っているメディアがあれば具体的に記載すること。また、それらの選定理由や基本情報(媒体名、視聴・読者層、視聴率・発行部数など)も説明すること。

(ハ) 目標とする露出獲得数や広告換算額を提示すること。

③効果測定・進行管理についての考え方及び方法

④業務実施スケジュール

⑤実施体制

⑥これまでの類似事業の実績

- ・過去における本業務と同種の業務受託実績を記載すること。様式4の添付でも可。
- ・直近の実績を優先して記載すること。

## (2) 見積書(様式5)

見積金額は、提案内容とその業務に要する一切の費用に課税事業者の場合は消費税及び地方消費税を含めるとともに、内訳を記入すること。

## 6 企画書作成上の留意点

- (1) 企画書はA4版(縦置・横置は自由、横書)とし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
- (2) A4版を超える既存資料等を添付資料として使用する場合は、2つ折にするなどの対応をすること。
- (3) 企画書のページ数は表紙及び別紙で添付する詳細資料も含めて30ページ以内とすること。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部(主たる部分に限る。)を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

受託者は、業務の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他協会が必要とする事項を記載した書面を協会に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

協会の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、受託者は、当該第三者(以下「再委託先」という。)に対し、この契約により受託者が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

## 8 その他

- (1) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、協会と協議すること。
- (2) 委託料の支払は、完了払いとする。
- (3) 協会は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申

- し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染防止等の天災その他経済情勢の激変等により、事業が中止となった場合や業務の完了に影響がでた場合は、別途変更契約を締結し、業務が完了した部分の経費を上限（但し、契約額以内で、県が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。